

国家戦略特区「家事支援外国人受入事業」を実施します ～千葉市第三者管理協議会を設置し、実施事業者の申請受付を開始します～

千葉市では、女性等の活躍推進や家事支援ニーズに対応するため、国家戦略特区制度を活用し、市内で家事支援活動を行う外国人材を受け入れる「家事支援外国人受入事業」を実施します。この度、事業者（特定機関）の基準適合性の確認等を行う「千葉市第三者管理協議会」を設置し、実施事業者の申請受付を開始しますので、お知らせします。

また、7月4日（木）に市内で家事支援外国人受入事業の実施を検討している事業者向けに説明会を開催しますので、併せてお知らせします。

1 千葉市第三者管理協議会について

- (1) 設置日
令和元年6月26日（水）
- (2) 構成員
内閣府地方創生推進事務局、東京出入国在留管理局、千葉労働局、関東経済産業局及び千葉市
- (3) 役割
実施事業者（特定機関）の基準適合性の確認、監査等

※本日より実施事業者の申請受付を開始します。申請に必要な書類等については、千葉市ホームページよりご確認ください。

URL http://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/sogoseisaku/tokku/tokku_kajishien.html

2 事業者向け説明会について

- (1) 日時
令和元年7月4日（木） 14:00～15:00
- (2) 場所
千葉市議会 議事堂3階 第5委員会室
- (3) 内容
家事支援外国人受入事業について
- (4) 対象者
千葉市内で家事支援外国人受入事業の実施を検討している事業者
- (5) 申込方法等
説明会に参加を希望する場合は、以下の必要事項を記載の上、令和元年7月3日（水）12:00までに、電子メールにて事前申込みをしてください。
 - ア 電子メールに記載する必要事項
件名：「家事支援外国人受入事業に係る説明会参加希望」
本文：会社名、所属・担当者名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）
 - イ 申込先
千葉市総合政策局総合政策部国家戦略特区推進課
電子メール：tokku.POC@city.chiba.lg.jp

(参考) 家事支援外国人受入事業

■事業概要

家事支援活動を行う外国人の入国・在留については、これまで外交官や高度外国人材などが雇用する場合に限り認められていたが、地方自治体等で構成される第三者管理協議会による一定の管理体制の下、家事支援サービス企業に雇用される外国人の入国・在留を最長3年間可能とするもの（出入国管理及び難民認定法の特例）。

■提供できる家事支援サービス

- ① 炊事、洗濯、掃除（床、水回り、炊事場の清掃のほか、家具等の清掃を含む。）、買い物
- ② ①と併せて実施する、児童の日常生活上の世話等（児童の送迎を含む。）

※保育所等における保育の代替や公的介護保険等の保険給付等を行うことは想定していない

■外国人家事支援人材の要件

- ① 満18歳以上であること
- ② 家事代行サービス等の実務経験1年以上であること
- ③ 家事支援活動の知識・技能を有していること（送り出し国における一定の研修の終了）
- ④ 必要最低限の日本語能力を有していること（日本語能力試験N4程度）

■実施事業者（特定機関）の主な要件

- ① 特定機関の本社又は直営事業所の所在地が、千葉市又はこれに隣接する市町村若しくは東京都であること
- ② 国内での家事代行業務等の実績が3年以上であること
- ③ 外国人家事支援人材の報酬を日本人と同等以上とすること
- ④ 外国人家事支援人材の住居を確保すること
- ⑤ 外国人家事支援人材に対し必要な研修の実施すること など

